

# 業 務 速 報

NO. 1412  
2025. 4. 10  
J R 東海労働組合  
発行 淵上 利和  
編集 斉藤 孝紀

## 2025年度新賃金配分第2回団体交渉 上には厚く下には薄い配分 等級別の格差が更に拡大！ 本部は持ち帰り検討！

本部は4月8日、2025年度新賃金配分に関する申し入れ（『申第16号』）に基づく第2回団体交渉を開催しました。会社は、新賃金配分について「35歳ポイント8,000円（2.3%）の配分を「社員の基本給に、等級及び区分に応じた額を加算する」と回答しました。本部は、「組合が要求した一律の配分とはなっていない。昨今の物価高騰はみんな影響を受けている。みんなが努力しているにも関わらず、更に格差が広がった。回答には不満である」と会社回答に対して対立を通告し持ち帰り検討としました。

### 〈会社回答〉

2025年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

#### 1 在籍者への加算

2025年4月1日に在籍する社員（試用社員を含む）及び専任社員の2025年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のとりの額を加算する。

#### 2 初任給額

賃金規程第13条及び第14条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

|     |                                                                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 昇格時昇給額<br>賃金規程第30条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。                                                                                             |
| 4   | 専任社員の基本給額<br>専任社員就業規則別表1及び附則（令和6年5月15日社通達第11号）第2項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。                                                           |
| 5   | 実施時期<br>2025年4月1日から実施する。                                                                                                             |
| 6   | 精算日<br>2025年6月25日以降準備でき次第とする。                                                                                                        |
| 7   | その他<br>2025年7月1日施行の人事・賃金制度の見直しにおける、2024年3月26日に提案した昇格時昇給額、等級転換時昇給額、クラスアップ時昇給額、初任給額（総合職社員）については、2024年度及び2025年度の賃金改訂を反映し、別表7①～④のとおりとする。 |
| 以 上 |                                                                                                                                      |

※別表1～7は4ページ以降、掲出

## 《主な議論》

組合：35歳ポイントの8,000円2.3%だったが、格差ベア算出の仕方はどのようなになっているのか。

会社：各等級に2.3%を引き上げたということではなく、昨年と同様の回答となるが、平成18年度の人事・賃金制度改正以降の賃金改訂同様の考え方をしている。具体的には35歳ポイント8,000円を引き上げているが、平成18年以降のS2等級の累計ベア額が18,400円であり、8,000円を足した26,400円をS2等級に反映をする。それを中心として、当時の初任給と昇格時昇給額の合計で比率を出して、等級間の比率を維持し、配分を行ったものである。

組合：今の説明では全く分からないが、公式的なものはないのか。

会社：計算式はあるが、公式というものはない。

組合：等級ごとに定数を掛けて算出したものではないのか。

会社：S 2 等級は 2 6, 4 0 0 円であるが、例えば S 1 等級はへいせい 1 8 の制度が始まった時に、S 1 から S 2 への昇格時昇給額を引けば S 1 等級の金額が出てくる。それと同時に S 1 等級が S 2 等級に対して、どれ位離れているか、平成 1 8 年度から変えずにきているものである。

組合：計算方式は平成 1 8 年まで戻らないといけない。

会社：そうである。制度の趣旨を損なわないことである。

組合：単純に％として出ないのか。

会社：出ない。

組合：等級別でもモデルは出しているのか。

会社：当時の J 1 の初任給と昇格時昇給額を、それぞれ足していったものである。決してモデルではない。

組合：昇格時昇給額が絡んでくると、昇格する人と昇格出来ない人に差がつくことである。計算が違ってきてしまう。

会社：単純に J 1 と J 2 の差がいくらかというと昇格時昇給額の差であり、昇+格スピードは関係はない。

組合：よく分からない。一発合格する人は賃金が上がるが、合格しない人は賃金は止まってしまう。だからベアにも反映するのではないか。

会社：反映しない。

組合：等級間でこれだけ差があるから、差は絶対に存在する。

会社：一人一人の賃金の差は確かにある。しかし、賃金改訂にあたっては等級単位で見るべきである。S 2 の人は 8, 0 0 0 円、S 1 の人は 7, 6 0 0 円となっている。個々人では考えていない。

組合：去年は J 1 と L 3 の差は 5, 0 0 0 円代だったが、今年の差はもっと大きくなっている。

組合：専任社員の格差ベアの算出方法は何か。

会社：社員の基準内賃金が引き上がることへのバランスを考えて、専任社員の算定は去年の考え方と同様で、ベア額 8, 0 0 0 円と調整手当 4, 2 0 0 円の比率で 3. 6 % を算出し、基本給に掛けている。

組合：専任社員には調整手当は支給されていない。

会社：支給はされていないが、社員に調整手当が支給されているので、専任社員にも額を適用したものである。専任社員も貴重な人材なので基本給を引き上げるものである。

組合：専任Ⅰと専任Ⅴの差が大きくなった。専任Ⅴだけ算出方法が違うのではないか。

会社：同じ算出方法である。

組合：初任給について高いように思うのだが。

会社：調整手当が入っているためである。

組合：組合の要求は一律に配分せよである。何でまた格差ベアとしたのか。理由を明らかにされたい。

会社：平成18年から賃金制度の趣旨を踏まえたまでである。

組合：物価高騰であるが、このような格差ベアでは物価に対して賃上げとなっていない。

組合：物価上昇は老いも若きも一律に影響を受けている。したがって、格差ベアを実施することは嚴重に抗議する。調整手当やこども手当のペテン的回答と合わせ、今回の格差ベア配分は2重のペテン的回答と受け止める。

会社：落胆するかしなないかは分からないが、しっかりモチベーションを持って貰うために配分したものである。

組合：物価高では均等に降りかかるものであり、格差ベア配分の仕方はおかしい。組合の要求通り一律に張り付けるべきである。対立を確認し、持ち帰り検討とする

以 上

※回答内容の詳細については、次ページ以降の回答資料別表を参照して下さい。

## 2025 年度賃金改訂について

2025 年 4 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社

2025 年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

### 1 在籍者への加算

2025 年 4 月 1 日に在籍する社員（試用社員含む）及び専任社員の 2025 年 4 月 1 日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表 1 のとおりの額を加算する。

### 2 初任給額

賃金規程第 13 条及び第 14 条に定める初任給額を別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

### 3 昇格時昇給額

賃金規程第 30 条に定める昇格時昇給額を別表 4 のとおりとする。

### 4 専任社員の基本給額

専任社員就業規則別表第 1 及び附則（令和 6 年 5 月 15 日社通達第 11 号）第 2 項に定める基本給額を別表 5 及び別表 6 のとおりとする。

### 5 実施時期

2025 年 4 月 1 日から実施する。

### 6 精算日

2025 年 6 月 25 日以降準備でき次第とする。

### 7 その他

2025 年 7 月 1 日施行の人事・賃金制度の見直しにおける、2024 年 3 月 26 日に提案した昇格時昇給額、等級転換時昇給額、クラスアップ時昇給額、初任給額（総合職社員）については、2024 年度及び 2025 年度の賃金改訂を反映し、別表 7 ①～④のとおりとする。

以上

別表 1 : 基本給加算額

| 等級     | 一般社員      | 医療社員     |
|--------|-----------|----------|
| J 1 等級 | 6,200 円   | —        |
| J 2 等級 | 6,500 円   | 7,000 円  |
| J 3 等級 | 6,900 円   | 7,300 円  |
| S 1 等級 | 7,600 円   | 7,700 円  |
| S 2 等級 | 8,000 円   | 8,000 円  |
| S 3 等級 | 8,500 円   | 8,300 円  |
| C 1 等級 | 9,200 円   | 8,900 円  |
| C 2 等級 | 9,600 円   | 9,300 円  |
| L 1 等級 | 11,200 円  | 10,300 円 |
| L 2 等級 | 11,800 円  | 10,800 円 |
| L 3 等級 | 12,500 円  | 12,500 円 |
| L 4 等級 | 会社が別に定める。 |          |
| L 5 等級 |           |          |

| 区分  | 専任社員      |
|-----|-----------|
| I   | 7,400 円   |
| II  | 8,100 円   |
| III | 10,500 円  |
| IV  | 会社が別に定める。 |
| V   | 6,500 円   |

別表 2 : 初任給額（一般社員）

| 学校別                                                                | 初任等級   | 初任給額      |
|--------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 大学（大学院に限る。）                                                        | S 1 等級 | 282,500 円 |
| 大学、短期大学（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）、高等専門学校（修業年限 2 年以上の専攻科に限る。）             | J 3 等級 | 251,000 円 |
| 短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の専門課程に限る。以下、別表 3 において同じ。） | J 2 等級 | 230,400 円 |
| 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表 3 において同じ。）                               | J 1 等級 | 210,600 円 |

（注）学校別は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定められたものによる。以下、別表 3 において同じ。

別表 3：初任給額（医療社員）

| 学校別                  | 初任等級   | 初任給額      |
|----------------------|--------|-----------|
| 大学（修業年限 6 年の薬剤師に限る。） | S 1 等級 | 280,200 円 |
| 大学（上記以外の薬剤師に限る。）     |        | 273,000 円 |
| 大学（薬剤師を除く。）          | J 3 等級 | 261,700 円 |
| 短期大学、高等専門学校、専修学校     |        | 256,900 円 |
| 高等学校、中等教育学校          | J 2 等級 | 235,400 円 |

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。

この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表 2 に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表 4：昇格時昇給額

| 昇格区分          | 一般社員      | 医療社員     |
|---------------|-----------|----------|
| J 1 等級→J 2 等級 | 10,200 円  | —        |
| J 2 等級→J 3 等級 | 10,800 円  | 8,000 円  |
| J 3 等級→S 1 等級 | 20,400 円  | 11,300 円 |
| S 1 等級→S 2 等級 | 10,800 円  | 9,100 円  |
| S 2 等級→S 3 等級 | 11,400 円  | 9,100 円  |
| S 3 等級→C 1 等級 | 21,500 円  | 17,000 円 |
| C 1 等級→C 2 等級 | 11,400 円  | 10,200 円 |
| C 2 等級→L 1 等級 | 45,400 円  | 28,400 円 |
| L 1 等級→L 2 等級 | 14,800 円  | 11,400 円 |
| L 2 等級→L 3 等級 | 20,400 円  | 19,700 円 |
| L 3 等級→L 4 等級 | 会社が別に定める。 |          |
| L 4 等級→L 5 等級 |           |          |

別表 5：基本給額（専任社員）

| 区分  | 対象                                                                                                              | 月額        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| I   | 賃金規程第 9 条別表第 1 中<br>J 1～S 3 等級相当職にあった者                                                                          | 214,500 円 |
| II  | 賃金規程第 9 条別表第 1 中<br>C 1、C 2 等級相当職にあった者                                                                          | 226,500 円 |
| III | 賃金規程第 9 条別表第 1 中<br>L 1、L 2 等級相当職にあった者                                                                          | 245,000 円 |
| IV  | 上記 I～III 以外の職にあった者                                                                                              | 会社が決定する。  |
| V   | 上記 I～IV にかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者<br>(1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者<br>(2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者<br>(3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者 | 190,700 円 |

※区分 V に該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表 6：基本給額（生年月日が 1961（昭和 36）年 4 月 1 日以前の者で、かつ、別表 5 に定める区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当する者）

| 区分 | 適用期間                | 月額        |
|----|---------------------|-----------|
| Ⅰ  | 64 歳に達する日の属する月まで    | 214,500 円 |
|    | 64 歳に達する日の属する月の翌月以降 | 191,800 円 |
| Ⅱ  | 64 歳に達する日の属する月まで    | 226,500 円 |
|    | 64 歳に達する日の属する月の翌月以降 | 215,400 円 |

別表 7：2025 年 7 月 1 日施行の人事・賃金制度の見直し関連

①昇格時昇給額

| 昇格区分          | 一般社員     | 医療社員     |
|---------------|----------|----------|
| C 2 等級→C 3 等級 | 12,000 円 | 10,200 円 |
| C 3 等級→L 1 等級 | 33,400 円 | 18,200 円 |

|               |          |
|---------------|----------|
| C 3 等級→T 1 等級 | 19,200 円 |
| T 1 等級→T 2 等級 | 14,200 円 |
| T 2 等級→T 3 等級 | 14,800 円 |

|               |          |
|---------------|----------|
| C 3 等級→O 1 等級 | 15,200 円 |
| O 1 等級→O 2 等級 | 12,000 円 |
| O 2 等級→O 3 等級 | 12,600 円 |

| 昇格区分          | 総合職社員    |
|---------------|----------|
| G 1 等級→G 2 等級 | 55,000 円 |
| G 2 等級→G 3 等級 | 48,300 円 |
| G 3 等級→G 4 等級 | 25,400 円 |

②等級転換時昇給額

| 区分            | 一般社員     |
|---------------|----------|
| T 1 等級→L 1 等級 | 14,200 円 |
| O 1 等級→L 1 等級 | 18,200 円 |
| O 2 等級→L 1 等級 | 6,200 円  |

③クラスアップ時昇給額

| 区分             | 一般社員     |
|----------------|----------|
| L 3-I→L 3-II   | 12,500 円 |
| L 3-II→L 3-III | 13,000 円 |

| 区分               | 総合職社員   |
|------------------|---------|
| G 4-I → G 4-II   | 8,500 円 |
| G 4-II → G 4-III | 9,000 円 |

④初任給額（総合職社員）

| 学校別         | 初任等級   | 初任給額      |
|-------------|--------|-----------|
| 大学（大学院に限る。） | G 1 等級 | 286,100 円 |
| 大学          |        | 276,000 円 |

以上